

岩見沢市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和4年8月30日 火曜日 午後2時50分から
午後3時25分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

| | | |
|-----|-----------|-----------|
| 委 員 | 杉 村 幸 治 | (議席 1 番) |
| 委 員 | 黒 田 芳 明 | (議席 2 番) |
| 委 員 | 宮 崎 裕 治 | (議席 3 番) |
| 委 員 | 引 頭 一 宏 | (議席 4 番) |
| 委 員 | 高 田 勝 彦 | (議席 5 番) |
| 委 員 | 坂 口 信 幸 | (議席 6 番) |
| 委 員 | 日 笠 和 良 | (議席 7 番) |
| 委 員 | 倉 田 真 二 | (議席 9 番) |
| 委 員 | 米内山 裕 子 | (議席 10 番) |
| 委 員 | 宇 井 正 明 | (議席 11 番) |
| 委 員 | 山 田 辰 弘 | (議席 12 番) |
| 委 員 | 尾 田 憲 朗 | (議席 13 番) |
| 委 員 | 西 村 昭 寿 | (議席 14 番) |
| 委 員 | 西谷内 智 治 | (議席 15 番) |
| 委 員 | 戸 田 憲 一 郎 | (議席 16 番) |
| 委 員 | 久 保 智 則 | (議席 18 番) |
| 委 員 | 伊 藤 俊 春 | (議席 19 番) |
| 委 員 | 渡 辺 亮 二 | (議席 20 番) |
| 委 員 | 長 井 孝 之 | (議席 21 番) |
| 委 員 | 池 田 明 博 | (議席 22 番) |
| 委 員 | 柿 崎 壽 恵 子 | (議席 23 番) |
| 委 員 | 坂 野 博 之 | (議席 24 番) |
| 委 員 | 井 川 和 也 | (議席 25 番) |
| 委 員 | 馬 場 広 之 | (議席 26 番) |
| 委 員 | 志賀野 敏 | (議席 27 番) |
| 委 員 | 中 林 強 | (議席 28 番) |
| 委 員 | 川 北 敏 充 | (議席 29 番) |
| 委 員 | 小 倉 和 敏 | (議席 30 番) |
| 委 員 | 近 田 昌 枝 | (議席 31 番) |
| 委 員 | 干 場 克 二 | (議席 32 番) |

| | | | | |
|----|-----|---|---|-----------|
| 委員 | 森 | 一 | 男 | (議席 34 番) |
| 委員 | 佐々木 | 利 | 夫 | (議席 35 番) |
| 委員 | 山 谷 | 康 | 雄 | (議席 36 番) |

4. 欠席委員

| | | | | |
|----|-----|---|---|-----------|
| 委員 | 岩 瀬 | 孝 | 雄 | (議席 8 番) |
| 委員 | 長 森 | | 睦 | (議席 17 番) |
| 委員 | 吉 成 | | 朗 | (議席 33 番) |

5. 事務局出席

| | | | |
|--------------|-----|---|---|
| 事務局長 | 土 井 | 盛 | 慈 |
| 事務局主幹 | 内 山 | 充 | 人 |
| 農地係長 | 森 田 | 佳 | 章 |
| 振興係主任 | 船 戸 | 崇 | 之 |
| 農業振興センター担当主査 | 山 田 | 勝 | 彦 |

佐々木代理
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第8回総会を、開催いたします。
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号24番坂野委員、25番井川委員
をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告4件、議
案7件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。
(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

8月25日、堀田敏孝氏大日本農会農事功績表彰受賞祝賀会があり、私と佐々木代理
が出席しました。栗沢地区の指導農業士であります堀田敏孝さんの農事功績表彰の祝
賀会ということでありました。

簡単ではありますが動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計
画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹
議長
内山主幹

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告
示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいた
だき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上段の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借29番外2件
の賃借権の設定です。次に、同ページ下段の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権
65番の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第148号で令和4年7月29日に告示したことをご報告い
たします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めま
す。

山田主査
議長
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

総会議案5ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。
今回の件数は2件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。

まず、総会議案6ページ、照会番号1、文書番号日記第21号、照会年月日令和4年
7月20日です。内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、
その他参考事項についての照会であります。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、
雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可は、無いものと
確認しております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限
ありで、都市計画区域内の、第2種中高層住居専用地域となっております。なお、申請
地は8月10日に、黒田委員、山田委員、森委員にご確認いただいております。

次に、総会議案8ページ、照会番号2、文書番号日記第23号、照会年月日令和4年
7月28日です。内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、
その他参考事項についての照会であります。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、
雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可は、無いものと
確認しております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限あり
で、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。なお、申請地は
8月10日に、長森委員、近田委員、干場委員にご確認いただいております。

議 長 以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

森田係長 日程6、報告第4号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。
議 長 議長、農地係長。
森田係長 森田係長。
総会議案10ページ、報告第4号 現況証明書の交付について、ご説明いたします。
今回の願出件数は岩見沢地区1件です。

議 長 総会議案11ページ、整理番号1番です。申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、平成27年8月31日、S造4超1階建ての倉庫が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

山田主査 日程7、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。
議 長 議長、農業振興センター担当主査。
山田主査 山田主査。
それでは、総会議案13ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議 長 議案14ページから15ページ、整理番号1番から7番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、8月5日に解約され、同日付で通知されたものでございます。これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

船戸主任 日程8、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限いたします。
議 長 それでは、総会議案17ページ、整理番号10番についてのみ説明を求めます。
船戸主任 議長、振興係主任。
船戸主任 船戸主任。
それでは、総会議案16ページから18ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議 長 総会議案17ページ、別紙1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号10番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解除します。

船戸主任
議長
船戸主任

それでは、残りの案件について、説明を求めます。

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案17ページ、別紙1の整理番号1番から9番、議案18ページ、別紙2の整理番号11番から15番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案19ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は6件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が2件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が2件でございます。

議案20ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、耕作困難なため所有する農地を無償で近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は、8月10日に中林委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、地域の機械利用組合の組合長を退任したことによる名義変更のため後任の組合長へ申請地を有償で譲り渡すもので、譲受人は、同団体の組合長に就任したことによる名義変更のため前任の組合長から有償で申請地を譲り受けるものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は、8月10日に池田委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号3番に記載の貸主は、耕作困難なため所有する農地を無償で貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は8月10日に西村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案21ページ、整理番号4番に記載の貸主は、所有する農地を農地所有適格法人へ無償で貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は8月10日に黒田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案22ページ、整理番号5番から6番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも自身が所有する農地を農地所有適格法人へ有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。価格はXXXXXXXXXXです。なお、申請地は8月10日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長 議長、農地係長。
議 長 森田係長。
森田係長 総会議案23ページ、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案24ページ、整理番号1番ですが、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を貸し付けるもので、借主は、申請地を借り受け、新たに農家住宅の建築、駐車場、堆雪場、通路の造成を行うものです。申請地は、概ね10ha以上規模の一団の農地区域内にある第1種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。なお、申請地は、8月10日に周辺農地の利用状況等を含め、長森委員、近田委員、干場委員にご確認いただいております。

議 長 以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程11、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。最初に第2地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。

久保委員 それでは、総会議案27ページ、所有権66番について説明をお願いいたします。久保常任副委員長。
第2地区常任委員会より、所有権66番についてのみ、先にご説明いたします。

議 長 議案27ページ、所有権66番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解除します。久保常任副委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長 それでは、第2地区の残りの案件について説明をお願いいたします。馬場常任委員長。
それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議 長 議案28ページから29ページ、所有権67番から68番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。
中林委員長 第3地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案30ページ、所有権69番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。中林常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。
干場委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。議案31ページ、賃貸借32番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。
宇井委員長 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案32ページから33ページ、賃貸借33番から34番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案34ページから35ページ、賃貸借35番から36番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案36ページ、所有権70番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案37ページ、所有権71番の譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、新たに農地を譲り受けて、農業の経営を開始するものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程12、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。
今日は、岩見沢地区と北村地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。森担当委員。
森委員 それでは、総会議案38ページ、議案第6号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。去る、8月10日に、黒田委員、山田委員とわたくし森、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は2件です。
まず、総会議案39ページ、整理番号1番申請地は、年月日不詳ですが、宅地として

利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、住宅が建設され宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一帯に樹木が自生しており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。森委員は自席にお戻りください。次に、北村地区について、説明をお願いします。尾田担当委員。

尾田委員

それでは、北村地区の説明をいたします。去る、8月10日に、岩瀬委員、米内山委員とわたくし尾田、事務局船戸主任により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は1件です。

総会議案39ページ、整理番号3番、申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。尾田委員は自席にお戻りください。

日程13、議案第7号農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹

議長、事務局主幹。

議 長

内山主幹。

内山主幹

議案第7号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案42ページから44ページ、整理番号1番から10番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認し、岩見沢市長に対し、農地中間管理機構である北海道農業公社への農用地の買入協議の通知を行うよう要請することに決定いたします。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

日笠委員長

総務委員会よりご報告いたします。

来年7月20日から新しく任期を迎える第25期農業委員の選任にあたり、来月、総務委員会を開催し検討することとしております。つきましては、委員定数や担当地区、推薦・募集の期間等を検討し、協議案が整い次第、総会に提案する予定でありますことをご報告いたします。

以上、総務委員会からの報告といたします。

議 長

次に、来月9月の総会ですが、9月29日(木)午後3時00分から、市役所4階委

員会室で開催いたします。

来月9月の現況証明願いの現地調査は、9月12日(月)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、9番倉田委員、18番久保委員、23番柿崎委員、15番西谷内委員、16番戸田委員、19番伊藤委員、1番杉村委員、24番坂野委員、36番山谷委員となりますので、よろしく願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

